

こんな時って賠償責任は発生するの？

「風や地震で自宅の塀が倒れたり、屋根瓦が落ちたりして隣の家や自動車を損傷してしまった!!」
皆さんはこんな経験ありますか？一般的なご近所様との関係において、このような生活トラブルはよくありそうですね。他人に迷惑をかけたからお詫びをする、場合によっては弁償するのが一般的です。
しかし法的には賠償する責任ってあるのでしょうか？
ここで登場するのが「不可抗力」という考え方です。

「不可抗力」のポイント

不可抗力とは、天災やその他の自然的または人為的な事象であり、契約当事者が予見できず、又は防止することができない事由を指します。
具体的には台風、地震、火災、戦争、ストライキなどが含まれます。
不可抗力に関連して押さえておきたい POINT は以下の3つ!!



POINT1: 通常の安全性を備えていたか？

建物やブロック塀などが、備えているべき安全性を備えていなかったために、他人に損害を与えたときは、賠償する責任があると判断されるケースが多いようです。
一方、通常の安全性を備えていながら、たまたまその台風や地震が通常の想定を超える大規模なものであったために塀が倒れたり、瓦が飛んだりしたときには責任はないと考えられるようです。

POINT2: 不可抗力と判断された例

過去の判例では、伊勢湾台風(昭和34年)のときに過去にない高潮が発生し、堤防が決壊して人が亡くなりましたが、このときは不可抗力であると判断されました(名古屋地裁昭和37年10月12日判決)。
ただ、そのような大規模な台風の時でも、その建物や塀がもともと弱く、超強力な風速でなくても壊れたと認められるときは、通常有すべき安全性が無かったとして責任が認められる可能性もあります。

POINT3: トラブルの納め方

法律の定める基本は上記のとおりですが、隣同士の場合などは、法的な判断を踏まえたうえで、「お互いさま」として話し合いができると穏便な示談となりそうです。ケースによっては見舞金などの解決が適切な場合もあると思います。

いざというときのための「個人賠償責任特約」

個人間のトラブルは基本的に誠意あるお話し合いが基本ですが、保険の世界でお手伝いできるものがあります。それが、「個人賠償責任特約」です。
自動車保険や火災保険などに付帯することができ、日常生活上のトラブルで法律上の賠償責任を負った場合に適用できる特約です。
保険は万能ではありませんが、お役に立てることもあるかと思います。気になる方は、ぜひご相談してください。

